

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2022年度）

住 所 北海道札幌市白石区東札幌1条1丁目1-8

事業者名 株式会社じょうてつ
代表者名 代表取締役社長 原田 寛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
低床車両導入 (全営業所)	低床車両 新車6台（ノンステップ）、中古車6台（ワンステップ）導入及び入替予定。（2022年度）	新車ノンステップバス6台を導入。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
マニュアルの周知	ベビーカーや車いすの乗降扱うために運転手への教育を行う。	全従業員に対し社内講習を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子対応 車内人身事故防止の啓発	定期的研修において、車椅子で利用するお客様への対応教育を行う。 バス停発車時の着座確認を乗務員に徹底する。発車時の乗務員によるアナウンスの教育を徹底する。（2022年度）	全従業員に対し社内講習を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
Twitterの活用 車内放送による優先利用の周知	Twitterを活用し、バスの運休・遅延などの情報公開することでお客様の利便性向上や利用促進を図る。（2022年度） 車内放送により、車両の優先席を必要とされているお客様が適切に利用できるよう、優先利用の周知を行う（2022年度）	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修モデルプログラム活用講習	接遇研修モデルプログラムを活用し、法令や社会的背景から学ぶバリアフリーの基本的な知識を乗務員に周知及び指導する。（高齢者や障害者の方に応じた声掛け等、接客接遇）（2020-2025年度）	全従業員に対し社内講習を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車両表示	バス車両にて車椅子・ベビーカーが利用対応であることを示すマークを掲出し、利用者へ啓発を継続的に行う。	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表する。

(4) その他

特になし。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2023年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数							
		計	ノンステップバ スの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフト を備えたもの		計	計	うちスロープ板を 備えたもの	うちリ フトを 備えたもの	計	うちス ロープ 板を備 えたもの	うちリ フトを 備えたもの
前年度車 両数	174	162	33	129	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数		12	8	4											
年度内に 供用を廃 止した車 両数		10		10				6	6						
年度末車 両数	170	164	41	123				6	6						

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。